

新潟市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 8 号

新潟市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市債権管理条例施行規則（平成26年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第14条中「第491条第1項」を「第489条第1項」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。